

米子市掲示第50号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和5年12月12日

米子市長 伊 木 隆 司

1 業務の概要

- (1) 業務名
美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計業務
- (2) 業務内容
美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計業務に係る企画の提案
- (3) 業務の履行期限
令和6年12月31日まで
- (4) 予算額
79,238,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市長が定める令和5年度米子市建設工事（測量等業務）入札参加資格者名簿に登録区分が建築士で登録されている者のうち、格付されている業者又は米子市内に本店がある業者によって自主結成された共同企業体であること。
- (2) 共同企業体の代表者（以下単に「代表者」という。）が次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。
 - ア 一級建築士を4人以上配置していること。
 - イ 平成16年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、延べ床面積の合計が1,000平方メートル以上の学校施設又は保育施設の建築設計業務の基本設計又は実施設計の業務（以下「同種業務」という。）に係る契約を履行した実績があること。
同種業務実績がない場合は、平成16年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、延べ床面積の合計が1,000平方メートル以上の庁舎、福祉施設その他の公共施設の建築設計業務の基本設計又は実施設計の業務に係る契約を履行した実績があること。
 - ウ 本基本設計業務に次に掲げる要件のすべてを満たす一級建築士を担当技術者（以下「配置予定技術者」という。）として配置することができること。
 - (ア) イの設計業務に従事した実績を有していること。
 - (イ) 一級建築士として5年以上建築設計の業務に携わった経験を有していること。
 - (ウ) 代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、本プロポーザルへの参加を申し込む日以前3か月以上前から継続しているものをいう。）にあること。
 - エ 最も大きな出資比率を有していること。
- (3) 各構成員（共同企業体の代表者を含む。）が次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
 - ア 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - イ 出資比率を20パーセント以上保有していること。
 - ウ 本プロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員でないこと。
 - エ 本プロポーザルへの参加の申込み時点において米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置（以下単に「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
 - オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法

(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。

- (4) 設計業務の一部を協力業者に再委託する場合は、令和5年度米子市建設工事(測量等業務)入札参加資格者名簿に登録区分が建築士で登録されている者のうち米子市内に本店がある業者を選定すること。

3 一次審査(参加申込書の審査)

提出された書類について本プロポーザルの参加条件を満たしているかどうかの審査を行い、一次審査の合格者を決定する。

4 二次審査(企画提案書等の評価)

一次審査の合格者は、美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計業務プロポーザル評価委員会設置要綱(令和5年12月12日施行)により設置された美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計業務プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)による二次審査を受けることができる。

5 最優秀案の選定

二次審査の結果、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定されたもののうち、最高点を得たものを最優秀案として選定する。

なお、二次審査の結果によっては、優秀案及び最優秀案を選定しない場合がある。

6 手続等

(1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒683-0811

米子市錦町一丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」

米子市教育委員会事務局こども政策課

電話番号 0859-21-8376

(2) 美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計業務プロポーザル募集要領(以下「募集要領」という。)の交付

募集要領は、令和5年12月12日(火)から同年12月22日(金)までの間に、米子市ホームページ(<http://www.city.yonago.lg.jp/>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

令和5年12月12日(火)から同年12月22日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、募集要領に基づき参加申込書等を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、令和5年12月22日(金)午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)アに同じ。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

一次審査の合格者は、募集要領に基づき企画提案書等を作成し、これを持参し、又は

郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、令和6年1月25日（木）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出期限

令和6年1月25日（木）午後5時

7 契約の締結

5により最優秀案として選定された提案の提出者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、5により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

8 その他

本プロポーザルの執行に関し、この掲示に記載のないものは、別途交付する募集要領によるものとする。